

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)33377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 || 〇一〇〇一九一五八四三一 労金 || 中央労金本店 No 1154163

購読料 || 月額 600円

6カ月前納制

へもくじ

■卷頭言 ■

「和」の政治だつて? □

滝野 忠 2

私鉄労働運動を取り巻く情勢と課題

—四単産「合同・統合」をめぐつて—

全 遍 か ら J P U へ

5

—全遍臨時大会(十二月)から—

強まる財界の政党支配、労働者支配攻勢

—企業献金と経営労働政策委報告から—

◇資料1 企業の自発的政治寄付に関する申し合わせ(日本経団連) 6

6

◇資料2 第二次小泉内閣に対する緊急提言(21世紀臨調)

7

パンフ・好評発売中!

『福祉医療の現状と課題』

—老人、乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等医療制度の充実のために—

臨時大会に向けて「組合費改定」

神戸ワーカーズ・ユニオン 11

—ユニオン会計の現状と専従設置の可能性—

読者からのおたより

14

旬刊 社会通信

NO. 890

一〇〇四年一月二一日号

一〇〇四年一月二二日発行
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

「和」の政治だつて？

自民党は一月一六日に開催する党大会方針に、①憲法改正草案の策定に向けて議論をする、②教育基本法改正では「国を愛する心」など新たな理念を加えると書き込んだ。衆院選挙後、自民党は改憲への動きを加速させている。

自民党憲法調査会会长・保岡興治は朝日新聞（十二月二九日付）でその手順を次のよう

に語っている。

- (1) ○四年通常国会終了前に前文を検討し、見直すべき条文を整理する。
- (2) 参院選後（○四年七月）に本格的に論議し、○五年十一月の結党大会までに草案をつくる。
- (3) 国会の憲法調査会が最終報告（○五年一月？）を出すと、議案提出権をもつ「憲法改正委員会の設置が浮上する。

(4) 自民党總裁任期は○六年秋に切れる。翌七年が大きな節目。次の参院選が同年夏にあり、十一月には今のは衆院議員が任期満了を迎える。

(5) この機会に、改憲の国民投票を同時に実施するというのが、現時点での一つのシユミレーションだ。

憲法改正にとって必要なのが改憲手続きで、第九六条には「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」とあるだけで、改憲のためには、国民投票を実施するための特別法が必要となる。この国民投票案なるものをいつ、どのような内容で自民党が提案するかが、当面の憲法問題では最大の注目点となる。

保岡氏は「憲法には日本の歴史や伝統、文化、日本のアイデンティティのようなものが、象徴天皇以外には一切ない」「日本は『和』の国であり、美しい自然や生きとし生けるものが仲良く調和して生きている」「これらの要素を盛り込み、国民が誇りと愛着を持てる憲法にすることが、改正の重要な柱」と解説してみせる。

「和」だつて？ ちょっとまつてくれ、はるか昔に内閣のセールス・ポイントにした首相がいた。今、生きているのか死んでいるのかよく知らないがたしか鈴木善行が「和の政治」といったはずだ、自民党政治家はよほど「和」がお好きでいらっしゃるらしい。いつも彼らはなにをイメージして「和」を強調するのだろうか。

「和をもつて尊となす」とは、聖徳太子がつくった十七条の憲法の第一条である。「和」といえば、だれもこの文句を思い浮かべるに違いない。しかし問題はすぐその後にある。『日本書紀』（岩波文庫版、第四分冊、九六頁）に、「皇太子、親（みづか）ら肇（はじ）めて憲法（いつくしきのりと）十七条作りたまふ」とあり、つづいて「一つにいわく、和（やはら）ぐを以て尊しとし、忤（さか）ふること無きを宗とせよ」とある。「忤ふる」とは「逆らう」の古語である。こうして、「和」とは「逆らうな」に通じる。（滝野 忠）

私鉄労働運動を取り巻く情勢と課題

一四単産「合同・統合」をめぐって

【四産別合同・統合問題】

私鉄総連は昨年七月の定期大会で新たに「二〇〇四年一〇月産別合同・二〇〇五年産別統合」という方針を提案した。

四産別合同・統合については九九年に交通労働者の社会的影響力を高めるという目的で私鉄総連・運輸労連・交通労連・全自交労連の四産別が合同・統合することが提起された（統合すれば当時、組合員数四十万人・連合内でJAMについて七番目の組織）。

その後「新組織結成準備会」で作業を進め、「二〇〇一年合同・二〇〇三年統合の方針で各産別の大会に提案（二〇〇一年の大会）した。しかし私鉄総連・交通労連が否決、運輸労連・全自交労連が可決というなかで、私鉄総連・交通労連は翌年、臨時大会を開き四産別合同・統合問題について進める 것을決定した。

その道筋はまず、それぞれの産別組織を残しながら連合加盟については一本化する（産別合同）。合同後四産別で共同・共闘行動を積み重ね信頼関係を築く中で産別統合を行うという二段階方式であった。

産別合同については二〇〇二年の一二月に新組織結成総会を行う予定だったが、「二〇〇四年産別統合」という基本目標の扱いをめぐり「考え方や認識のずれが表面化し、結成総会が延期された。その後「産別統合の時期を明確にした産別合同」に方針が変更になつた。

それは産別統合の「あるべき姿（案）」をもとに今年の大会まで全国オルグを行い二〇〇四年大会で決定するというものである。〇三年七月の大会では賛否両論様ざまな論議が出された。「産別合同を強い指導力で進めるべき」（長崎自動車・広島電鉄）「交通労働者の大同団結が必要」（名鉄）、「有事法制など護憲・平和問題で四産別の考え方方が違う。私鉄の九項目が入らなかつたら白紙に戻すべき」（相鉄）、「勇気ある離脱表明をすべき」（大分バス）等の意見が出されたが、結果として一年間職場オルグを行い二〇〇四年大会で決めることとなつた。「産別合同」「産別統合」はわかりづらい。

図示すればこうである。

産別合同「連合加盟単位一本化」

二〇〇四年一〇月・「JTF（交通連合）」で連合に加盟（※各産別組織は残る）

私鉄総連・運輸労連・交通労連・全自交労連

産別統合 二〇〇五年 各産別組織を解散して、新組織「JTF（交通連合）」を結成

【産別合同・統合の問題点は何か】

四産別合同・統合問題は九九年に交通労働者の社会的影響力を高めるという理由で提起

されたが、合同・統合によつて新組織がどういう運動を目指すのかが明確でなく、単なる数あわせ幹部主導型であるという批判が多かつた。特に私鉄総連が八九年に連合に加盟するとき「連合に入つて中から変える」と整理し、加盟を決めたがその後の経過や状況があるので合同や統合に疑問視する声が強い。

私鉄は良くも悪くも「春闘組合」である。鉄道とバスが大手であつても中小であつても全国同じ要求を掲げ、ストライキを背景に産業別統一闘争として取り組むなかで統一と団結を守つてきた。

九七年に大手集団交渉が崩壊し個別交渉となつたが大手集交の再開、春闘再構築を望む期待の声が強い。産別統合によつて私鉄の産別闘争の柱である春闘と交通政策闘争がどうなるのか不安が多い。

私鉄は九つの地方組織（地連）があり、その地連が中小私鉄組合の運動を指導援助している。中小私鉄には組合員三人という貸切専業の組合もあるが、定期大会には加盟人数に関係なく一組合最低一代議員の参加が保証されており中小組合を大切にし、上位下達という運動ではなく組合民主主義を大事にしているというのが私鉄の運動の特徴でもある。

新組織は「四～六年の移行措置として期限付きで地方ブロックは置くが、将来的には中央本部と都道府県組織の形態の二構造」を目指しており、私鉄中小組合の運動の拠り所である地連が消滅することになる。

また四産別統合により加盟組合が二四〇〇組合となるため一組合一参加の大会とはならない。会費も大幅に上がる事が予想される。結果として産別統合は中小組合の切り捨てになるということは否めない。

私鉄総連がめざす産別統合の組織と運動の姿では、「統合へむけて守るべき九項目」を主張している。概要を書けば①地方ブロック組織の継承・強化、②春闘の取り組み、③中小組合対策の強化、④護憲・平和運動の継承、⑤政党問題などで私鉄の運動を新組織にも継承するという内容であるが、交通労連も「一〇項目」を主張しており、どこまで私鉄の主張が取り入れられるのか疑問である。

もとより全ての主張が聞き入れられないなら統合しないというのは対等統合ではなく限りなく吸収合併に近い。それぞれの産別が運動の歴史と伝統が違うなかでどういう運動を目指し、何を継承・発展させるのかという事が重要であるが、それが「あるべき姿」からは伝わつてこない。

最低限守るべき運動は産別統合によつて職場組合員の労働条件と生活が良くなるということではなくてはならない。それは企業に協力・擦り寄つて守れるものではなく闘いによつてしか勝ち取れないことは明らかである。

産別合同・統合は今後どうなるか予断を許さないが、結果として合同・統合問題は今までの産別組織と運動の総括と今後のありかたについて一人ひとりの組合員に問い合わせることになった。

真の交通労働者の大同団結はどうあるべきなのか結論を出すまで後半年、残された時間はそうあまり多くない。

全 遷 カ ら J P U ヘ

—全 遷 臨 時 大 会 (十二月) カ ら —

全通臨時大会(十二月一～二日)は①組合名称の変更、②組織・財政改革、③規約改正、
④「未来づくり宣言案」の来年大会決定を、賛成二八五、反対六六、無効三(有効投票三
六一)で決定しました。これによつて、「未来づくり宣言」採択の大会(六月二三日)か
ら、全通はJPUに改名することになりました。大会での発言は十一地本・沖縄地区の十
二人。すべてが本部支持で異論を唱える発言はありませんでした。

名称変更は全通から日本郵政公社労働組合の英語名からJPU—カタカナ、アルファベ
ットばやりの昨今ですが、身近に感じられませんよねーへ。旗・バッヂはすみやかに検討
するということで、今年六月の旭川大会までに決めるようになりました。

組織・財政改革の中心は、①非常勤、短時間労働者の組織化—規約で本組合員とし組合
費千円、②組合費の引き下げ—現行七五〇〇円程度から五千九百円(組合費「定率一千分
の七十定額一千円、特別組織対策費百五十円、犠牲者救済積立金五十円)、組合費上限
六千六百円というものです。

ちなみに前回定期大会予算書では〇二年度予算人員十三万七千五百人、〇三年度は前年
マイナス六千五百人の十三万一千人で、〇三年の予算総額は約四十億八千万円でした。全
通本務者以外の組合員の内訳は①短時間労働者六千、②再任用フル労働者三百二十人、③
再任短時間労働者三百、④通送部門労働者三千、⑤通送第二部門労働者千二百、⑥準組合
員四千五百、⑦特別組合員二百で、本体組合員は十一万五千人強になります。

組織・財政改革にかかるもう一つの大きな問題は専従者を百六十八人から百二十人に
減らすことで、とうぜん専従者を補佐する書記さんも減らされることになりますから、労
働組合全体の課題である組織拡大は有名無実になつてしまふことです。

組合名称ばかりが表に出る大会となつてしまつたが、労働者にとってもっとも重要
な問題である①コミュニケーションルールの見直し—支部団交権、②賃金制度改革—成果
・成績主義導入、③郵便事業における効率的な服務方法の実施—深夜勤、④アクションブ
ランと中期経営計画—一万七千人人減らし、⑤〇七年民営化方針についてはまったくふれ
られず、伏せられたままであることです。

強まる財界の政党支配、労働者支配攻勢

—企業献金と經營労働政策委報告から—

経團連は〇二年、日経連を吸收合併し、日本経團連となつた。その日本経團連が政治攻
勢、労働者攻勢を強めている。焦点は二つである。

金で政党を買収 一つは、「二大政党制」—これでブルジョア議会はどの政党が労働者を
有效地に支配する—をバックに、「政党支配」に乗り出したことだ。自民党が財界の利害を
反映する政党であることはわかりきつたことだ。しかし、財界はそれでも満足できず、政
党に直接財界の利益を反映できる仕組みをつくろうというのである。

その典型が政党への企業献金再開決定とその具体化である。日本経団連は〇三年十一月、「政治に積極的に関与」、「政治的寄付は企業の社会的責任の一端」と、『企業の自発的政治寄付に関する申し合わせ』を決定した。この申し合わせは、日本経団連に加盟する企業が「優先政策十項目」（本誌No.八八二号参照）を評価の基準に政党を探点し献金するというもので、その全文は左記のとおり。

「一、政党の政策評価

- (1) 評価対象政党 原則として全政党とする。なお、企業の政治寄付に賛同しない政党は評価の対象外とする。
- (2) 優先政策事項に照らした評価 ①優先政策事項と政党の政策との合致度、②実現に向けた取り組み、③実績の観点から評価する。なお、優先政策事項は毎年改定する。
- (3) 包括的事項の評価 上記の優先政策事項に加えて、政策本位の政治に向けた取り組みや政治資金の透明性向上への取り組みなど、政党活動全体を包括する事項についても論評する。
- (4) 評価結果の公表 年初に公表する。必要に応じ追加評価を行う。なお、第一回評価は二〇〇四年一月に公表する。

二、各企業の寄付額の目安

日本経団連の会費分担基準に基づく年会費相当額を政治寄付額の当面の目安とする。

三、寄付実施に当たつての政党への要望

- (1) 政策立案・推進能力の強化 政党は、政策立案・推進能力を格段に向上させるとともに、国民との政策対話を強化すべきである。民間からの寄付はこのような政策立案・推進能力の強化に充當するよう要望する。
- (2) 政治資金の効率化と透明性の向上 政党は、活動経費の効率化と政治資金の透明性向上に努める。その一環として、民間寄付の使途を公表するよう要望する」

なんとまあ露骨、傍若無人ぶりであることか。政党に、「お前ら金が欲しいんだろう、金が欲しければおれの言うことをよく聞け、わかつたか」との恫喝である。日本経団連は、政治献金再開の理由の一つに「政治資金の透明性」を強調する。これにたいしては、「金には色も臭いもついてない。徹底的な自由主義者」とだけいつておけばことたりる。

マニフェストで国民運動 政治誘導、政治支配は日本経団連だけではない。日本経団連は財界の金の力で政党支配をもくろむのにたいし、もう一つの財界の意志を反映する社会経済生産性本部は、金だけでは矛盾が拡大する可能性があると、国民運動の展開で「協調社会」をつくることをたくらむ。その受け皿が財界と労組を中心にもマスコミ、学会をまきこみ、政界、官界を裏方とする21世紀臨調「新しい日本をつくる国民會議」である。

「マニフェスト」なる言葉がとつじよ一人歩きした。〇三年七月、21世紀臨調再始動からである。この時、21世紀臨調は日本経団連が政治献金再開に乗り出したことに符節を合わせるかのように、政党に「政権公約」マニフェストを求めた。先の衆院選はその一步であった。さらに政党に圧力を強めるかのように十二月上旬、21世紀臨調は(1)政権公約と

『年次報告書』の公表、(2)三位一体改革、(3)公務員制度改革、(4)公職選挙法の見直しを内容とする「第一次小泉内閣に対する緊急提言—政権公約の実行と当面の政策課題」を発表した。そのポイントは左記のとおり。

「(1) (2) 略

(3) 公務員制度改革 今回の公務員制度改革は、大綱から法案に至る経過が不透明で、各省セクショナリズムを助長するなど『官僚による官僚のための』改革。小泉首相は、これまでの経緯、原案にこだわらず、新たな手続き、検討の場を示し、新しい大綱を策定すること。

(4) 公職選挙法の見直し 政権公約を中心とする政策本位の選挙を本格的に定着させるため、来年の参議院選挙までに①政権公約を記載した冊子の領布制限規模の大緩和、②インターネットの解禁、③戸別訪問の解禁、④第三者主催の公開討論会の解禁、⑤自治体首長選挙において政権公約中心の選挙を実現するための法制の整備、⑥候補者個人の経歴放送の廃止を実現すること

21世紀臨調の元々の母体が日本生産性本部であつたことに明らかなように、彼らは小選挙区制導入で派閥の力は弱まつた。マニフェスト政治を「政治の生産性運動」ととらえ、政党「主体」の政治の実現に圧力を強める。21世紀臨調の共同代表の茂木友三郎（キッコーマン社長）は、(1)小泉首相にマニフェストの実行を求める、(2)有権者に直接、投票に行くことを呼びかけること、(3)政策形成支援、マニフェストの監視・検証するための組織づくりを働きかける、の三つの取り組みを提起する。

21世紀臨調は学界、マスコミを大きな構成要素としているから、21世紀臨調の主張をマスコミに書かせるというわけである。

労問研報告から経労委報告へ なぜ、経団連は日経連を吸収合併したのか。

第一は、世界的大競争の激化で財界が労務と政治の二つの団体をもつ余裕がなくなつたことだ。財界活動には億単位の出費が必要だ。

第二は、二つの司令塔があることで意志決定にソゴを来す可能性が深まることがある。すれば、労組との関係も単純になる。

第三は、財界は「職場は社会・政治の安定帶」を掲げ、今もその考え方を受け継がれるどころか、さらに意向を強めている。その象徴が日経連時代の「労働問題研究委員会報告」を、労働運動の現状からすれば必要ないのに、日本経団連が「経営労働政策委員会報告」として継承していることだ。

第四は、「春闘」対策としてつくられた労働問題研究報告が、「春闘は終焉。これからは『春討』の時代」と、労資パートナーシップをさらに強めること—労働組合の体制内取り込み—を明言したあと、経営労働対策委員会報告は、労働組合とりこみのためにのみ、継承されているということだ。そのことは○四年版の同報告に明らかだ。

「内なる国際化」 ○四年版の副題名は「高付加価値経営と多様性人材立国への道」。ここに日本経団連のねらいがある。

「高付加価値経営」とはなにか。日本経団連はまず「デフレ」を強調する。デフレ下では企業の売上高、利益は名目価格では低下する。売上高減少下でどうやって利益を拡大するかを述べる。

その第一の方策として指摘するのが「内なる『国際化』の推進」である。財界はこの二、三年、日本の物価は世界にくらべ二〇～三〇%高い、とりわけ高く、企業にとつて死活要素は人件費と、賃金を二〇～三〇%切り下げるに邁進してきた。「内なる国際化」とは賃金切り下げである。

賃金切り下げの手法として推進されるのが、「雇用・就業形態の多様化」つまり正社員からパート、派遣等へのテンポラリー労働者への切り換えである。正社員とテンポラリーエラーワークの人件費コスト比は二〇～七〇%である。パート化で企業の人件費は三〇～七〇%，一举に引き下げるができる。パート労働者が増大すれば、それだけ賃金の下方平準化が進むことになるから、正社員労働者の賃金も下がる。こうして賃金は下がりつけ、それに反比例して企業の儲けは拡大するというわけだ。

財界が卑劣なのは一昨年ワーカーシェアリングの雇用についての労資、政労資合意を逆手にとり、「労使にとつては、何よりも雇用の維持・確保が重要な課題」と、賃下げこそが雇用確保の手段としていることである。

ベースダウンも「こうした視点から、〇四年春闘における態度・方策として、一律的ベースは論外、ベースダウンも」と、次のように主張する。

「今次労使交渉・協議の課題は、企業の存続と雇用の維持を最重要点に労使で論議することである。

具体的には、第一に自社の付加価値生産性に応じた総額人件費管理を徹底すること、第二に賃金水準の適正化と年功型賃金からの脱却をはかること、第三に仕事や役割に応じた複線的な賃金管理へ転換することである。

とくに賃金制度は、年齢・勤続年数などの属人要素による弊害を排除し、能力・成果・貢献度に応じた制度に切り替えていくべきである。したがって、一律的なベースアップは論外であり、賃金制度の見直しによる属人的賃金項目の排除や定期昇給制度の廃止・縮小、さらにはベースダウンも労使の話し合いの対象になる」

この方策はすでに実行に移されている。持株会社をつくり、事業所別に会社を独立させ。独立させた会社の不採算部門は別会社、子会社化し、その分野で働く労働者を転籍し、賃金を一〇%から最大三〇%切り下げる。その典型例がNTT東西会社で大々的におこなわれたアウトソーシング化である。

「春闘」から「春討」へ このように、日本経団連は「春闘は終焉した。しかし、労資協議の場は必要」との認識から、「春闘から春討へ」をこう主張する。

(1)労働組合が実力行使を背景に賃金水準の社会的横断化を意図して「闘う」という「春闘」はすでに終焉した。今後は、個別企業が生き残りをかけ、労使一体となつて生産性向上に取り組むとともに、さまざまな改革をなしとげなければならない。

(2) その意味で、企業別労使関係の重要性はますます強まっている。企業労使が経営環境の変化や経営課題、すなわち賃金・労働時間・雇用問題から多様な働き方、従業員個々人のキャリア形成、従業員育成のための能力開発、メンタルヘルス、企業倫理などについて広範な議論を行い、企業の存続、競争力の強化の方策を討議し、検討するという「春闘」「春季労使協議」へと変えていくことが望まれる。

(編集部)

パンフ・好評発売中!

『福祉医療の現状と課題』

老人、乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等医療制度の充実のために

小冊子「福祉医療の現状と課題」の発行

兵庫県は〇三年一二月四日、行財政構造改革の後期方策案を発表しました。その中で、福祉医療と呼ばれている、老人・乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等の、四つの医療費助成事業の見直し、すなわち、さらなる改悪案を発表したのです。二〇〇四年二月には案を確定させ、三月の県議会で議決し、一〇月からの実施という方向で進んでいます。

こうした動きにたいして、神戸市医師会などは反対署名を開始し、障害者団体や福祉団体なども反対運動に立ち上がっています。わたしたちは、準備会段階でとどまっていた「医療制度を考える兵庫県連絡会」を、本格的に運動を展開できる組織として立ち上げ、二月を山場として反対署名運動を取り組むこととしました。その反対署名運動を進めてゆくための、解説パンフレットとして、小冊子「福祉医療の現状と課題」を発行することとした。こうした福祉医療改悪反対の取り組みを進めるための、宣伝資材のひとつとして、また、学習会の資料として、この小冊子の頒布にご協力いただければ幸甚です。

小冊子の頒価は五百円（送料別・一冊の送料は二〇〇円）です。

お申し込みは、『医療制度を考える兵庫県連絡会』へ。

事務局住所 神戸市灘区水道筋六丁目七番十一号 ろつこう医療生活協同組合

TEL 〇七八一八〇二一三四二四、FAX〇七八一八〇二一一四六九

（二〇〇四年一月 原 義弘）

小冊子の内容

◇もくじ◇

I はじめに

一、福祉医療とは／二、老人医療制度の改悪

II 福祉医療（医療費助成制度）の現状

一、老人医療／二、乳児医療／三、重度心身障害者医療／四、母子家庭等医療

III 福祉医療の後退・改悪

一、福祉医療の更なる見直し／二、福祉医療、医療保険制度は運動している／

三、行政構造改革の標的に

IV 医療制度改悪に反撃を

一、福祉医療全体が改悪の危機に／二、高齢者だけの新しい健康保険が
三、多岐の制度にわたる改悪が／四、医療制度改悪反対のたたかいを

◇資料◇

老・乳・身・母の各福祉医療証及び特定疾病証／一四年一〇月老健証・前期高齢者証及び減額／福祉医療費助成事業とは／老人医療費助成事業の大都市状況／乳幼児医療費助成事業の大都市状況／重度心身障害者医療費助成制度の大都市状況／母子家庭医療費助成制度の大都市状況／老人保健制度とは／生活弱者にも医療費負担／行財政構造改革推進方策後期五ヵ年の取組み

◇内容・抜粋◇

福祉医療の現状と課題

小泉内閣の医療制度改悪、とりわけ老人医療制度（老人保健法）の改悪によって、福祉医療のひとつである、老人医療費助成制度が大きく後退させられています。

その延長線上に、兵庫県では老人医療の所得制限が強化され、住民税非課税者のみ該当とされました。さらに、乳幼児医療、心身障害者医療、母子家庭等医療も含め、福祉医療全体の見直し（改悪）が提案されてきました。こうしたことから、福祉医療の現状を把握し、予想される改悪攻撃に備え、標的とされようとしている福祉医療を守り、さらに、公費負担医療などをも含めた、「福祉医療制度」全体の充実の為に、取り組みを強めなければなりません。

一、福祉医療とは

福祉医療と呼ばれている四つの医療費助成事業、すなわち、老人・乳児・身障・母子医療は、一九七〇年代に革新自治体の施策として制度化されたもので、健康保険給付を受けた後の、自己負担分を助成するという制度です。

したがって、福祉医療に該当した人は、自己負担なしで医療を受けることができるという福祉施策が、住民運動・労働運動の高まりの中で、革新自治体において制度化されたのです。

そうした、一九七〇年代という政治・社会・経済情勢のなかで、東京都をはじめとする革新自治体での老人医療無料化、ひきつづき乳児医療の無料化、さらに、身体障害者、母子家庭への医療費助成と制度化され、全国の自治体に波及・拡大していきました。そして、老人医療については、革新自治体の先導的施策を政府に突きつけることによつて、老人医療費助成制度の法制化を、一九七三年「老人福祉法」の改正として実現しました。さらに、革新自治体における取り組みは、非課税世帯・七十歳以上という老人福祉法の条件を、自治体の独自制度として、その所得制限の緩和と、六五歳への五年まえだおしなど、さらなる充実がすすめられました。

また、他の福祉医療も、乳児医療から乳幼児医療に、身障医療から心身障害者医療へ、母子医療から母子家庭等医療へというように、さらに、所得制限廃止や緩和などを含め、制度の拡充が進められてきました。

二、老人医療制度の改悪

しかし、一九八〇年代に入ると、中曾根臨調・行革攻撃の中で、「老人医療」が標的にされ、「デマ宣伝」をも含め、マスメディアを動員しての、一大キヤンペーンが展開されました。「老人医療無料化によって、病院の待合室は老人サロン化し、老人医療費が増高に增高をかねている」という内容であり、このような宣伝は、多少の表現はちがつても、現在なお続けられています。

そうしたデマ宣伝やキヤンペーンを背景に、「老人保健法」がつくられます。この老人保健法には、老人医療制度の改悪のための、さまざまの意図や企図がこめられていました。

それは、保険給付を受けた後の、自己負担部分を助成するという従前の制度ではなく、老人医療のすべてを、この法律で処理するというものであり、国が「老人医療制度」をコントロールするための法制化であり、さらに、財政負担の削減をも企図していたのです。また、無料からごく少額であつても一部負担金が導入されたことによって、質的な変化がありました。

老人保健法の制定により、老人医療制度は、さまざま点で質的に転換させられていました。導入された少額の自己負担、その一部負担金は一九九〇年代を通じて年々引き上げられ、九〇年代末には入院一日につき一二〇〇円（月額三七二〇〇円）の負担となつたことから、健康保険の高額療養費や老人医療費助成事業の負担限度額を超えた負担となり、逆転現象を引き起こすこととなります。さらに、二〇〇一年一月と二〇〇二年一〇月の法改悪により、医療費負担は原則一割もしくは二割の定率負担とされることとなります。

臨時大会に向けて 「組合費改定」

—ユニオン会計の現状と専従設置の可能性—

ユニオンが結成され、一五年半が過ぎました。結成当初には、神戸地区労の専従である黒崎委員長がユニオンの活動の大部分を担い、事務所の賃貸料や電話料金も地区労負担であり、まさに地区労に「おんぶにだっこ」の状態であったと言えます。

しかしその後の地区労の再編成、最近の会費納入組合員数の減少などにより、今地区労自身が財政難に直面しており、来年度からは今の専従体制を維持できるかどうかわからぬ状況です。今後、会計的にも自立してやつていけるようにならなければ、ユニオンは組織として成り立たなくなってしまうところにきているというのが現状です。

以下組織・会計合同委員会として、ユニオン会計の現状と、専従設置、組合費値上について報告します。

二〇〇二年度の会計

ユニオンの会計は、一般会計・ゆう愛会計（カンパ等）・ふれ愛会計（共済）から成り立っています。

収支 昨年度の一般会計の収入は組合費と雑収入をあわせ、一一九万三六六四円でしたが、支出は一八二万七九八三円です。つまり、単年度の収支でみれば年間六三万四三一九円の赤字です。

この足りない分をこれまでの繰越金より支出していました。しかし、繰越金は六月末の時点での一八七万円しか残っておらず、共闘費の増加（全国ユニオンへの加入や地区労会費の値上げ）等により支出が増加することを考えれば、このまま会計の改善が何もなされなければ来年度末（二〇〇五年六月）には繰越金がなくなってしまうことになります。

収入 一般会計の収入面での一番の問題点は、組合費の納入がきちんとされていないことです。二〇〇二年度の年度末のユニオンの組合員は一二〇人ですが、全員の組合費をあわせれば一二〇人×一〇〇〇円×一二ヶ月で一四四万〇〇〇円の組合費収入があつたはずです。しかし、実際には組合費に過年度未収金を足しても一一四万一〇〇〇円であり、九五人分の組合費しか納入されていないことになります。

支出 ユニオンの日常の活動費は一般会計から支出されています。その内訳は共闘費三四%、組織対策費二四%、通信事務費一八%、教宣費一一%等となります。これを一人当たりにおせば、一ヶ月の組合費は一〇〇〇円ですから、そのうち共闘費に三四〇円、組織対策費に二四〇円、通信事務費に一八〇円、教宣費に一一〇円、集会費に五〇円、行動費に四〇円、事務所費に三〇円、予備費に一〇円が使われていることになります。スタッフへの人件費や事務所の賃貸料等は支払われていません。

また、共済掛け金は全労済への前納が必要なため退会処理の遅れた組合員の共済掛け金を一般会計の組織対策費より支出しています。これは年額一六万三九〇四円、全体の支出の約九%になります。

二〇〇一年度の会計で①組合費が一二〇人分きちんと納入されれば（過年度未収金は〇として計算）収入二九万九〇〇〇円アップ。②共済脱退処理がきちんと毎月処理されれば支出一六万三九〇四円ダウン。合計四六万二九〇四円の活動費が増加したことになり、これは約三九人分の一年間の組合費に相当します。

ゆう愛会計（カンパ）の状態 ゆう愛会計は応援団費（一口五〇〇〇円）、一時金カンパ、解決金カンパから成り立っています。二〇〇二年度は四三万三〇二六円の単年度収入がありました。これらのカンパ収入は、武庫川や明石のユニオンと比較すると、かなり少ない額です。解決金カンパは争議が解決した時、解決した時の金額の一割をユニオンに支払うようお願いしているのですが、残念ながら、実際には組合員の中には争議が解決したとたん、カンパも支払わず、組合費の納入もせずに脱退してしまった人も少数ながら存在するのが実態です。

支出の面ではフローリストへの裁判費用貸付金を除けば、単年度収入は半専従費＝塚原書記長への手当として支払われていますが、当初月五万円＝年間六〇万円支出予定であったのが、四〇万円しか支出できていません。

ふれ愛会計（共済）の状態 一般組合員の皆様からは毎月七〇〇円を共済費として頂いています。これは、全労済の掛け金が五四八円、ユニオン独自共済分が一五一円です。

共済は「困った時は皆で助け合う」ことを目的にしています。今後、共済のあり方をどうするのかも課題となっています。

二〇〇三年度会計 七月定期大会で提案・承認された予算では、二〇〇三年度は収入が一七〇万五四二五円に対し、予備費を除く支出は二四一万円です。つまり、予算の段階で単年度収支は七一万円の赤字であり、その分を繰越金より支出することが予定されています。予算どおり執行された場合、年度末の繰越金は一一七万円になります。

ユニオン会計改善に向けての提案

会費の値上げについて 今執行委員会では、現在すでに加入している組合員については交渉が必要な組合員の組合費を、現行一〇〇〇円から月収の一%（最低一五〇〇円）に引き上げる案を提案しています。しかし、それを五〇人として組合員費を五〇〇円値上げしたとすれば月二万五〇〇〇円、年間三〇万円の增收にしかならず、組合費を値上げしても単年度では専従費を出すどころか、四一万円の赤字の状態（繰越金から支出）となります。つまり、今のユニオンの現状からすれば、組合費の値上げはさけられないと考えられま

すが、組合費の値上げをすれば組織として自立できる・専従を雇えるという状態では全くないことがわかります。ユニオンの会計のあり方を全体的に見直し、改善策の一手段として組合費の値上げを考えるべきであり、「組合費を値上げすればそれで解決」という安易な考えをもつことはできません。

会計の改善策 これらの現状をふまえた上で、専従配置にむけての方針として、以下の点について組織・会計合同委員会で議論しました。

収入増加について

- ・組合員を現状一五〇人から二一〇〇人に増やす・交渉組合員の組合費を月収の一%（最低一五〇〇円）に値上げする
- ・交渉組合員以外でも、可能な限り組合費を値上げしてもらうようとする
- ・組合費は基本的に前納とする。未納者にはこまめに催促し、年度内に全ての組合費を納入してもらう（会費の口座引き落としについて検討する）
- ・組合員にはなれなくとも、応援したい気持ちはあるという人には積極的に応援団になつてもらう
- ・一時金カンパを年二回、積極的に呼びかける
- ・解決金カンパについては争議が始まる前によく組合員に説明し、支払ってもらう
- ・退会についての規定（退会したい旨文書で組合に通知し、それまでの組合費は完納する）を徹底する

支出抑制のための課題

- ・共済脱退の手続きは担当者を決め、毎月確實におこなう
- ・出入金の会計手続きを正確におこなう
- ・組合員の増加にともないどうしても必要な支出の増加（共闘費等）以外の支出は二〇〇二年度と同程度におさえる
- ・組織・会計合同委員会では、これらの改善点をすべて実行したと仮定した場合、いくら専従費として支出できるかの試算をしました。結果は、一般会計からは約五六万円、ゆう愛会計から約六〇万円、合計年間で一一六万円、月九万六〇〇〇円の支出が可能となります。

以上の討議内容や課題を改善し全て実行することはかなりの困難を伴うと思われますが、実行していかなければ、専従者をもつどころかユニオンの組織 자체存続できない状況になってしまふほど危機的状況にあるといつても過言ではありません。

組合員のみなさん。こうした現状の中で組合費の引き上げ提案することにしました。早期二〇〇人組合員を達成、専従者配置をするためにはどうすれば良いか、ユニオンの活動にもつともっと参加して、一緒に考えて下さい。

（神戸ワーカーズ・ユニオン）

◆ 読者からのおたより ◆

時間泥棒 昨年、残業手当未払いでは正指導されたのは、一万七千七十七社。調査事業所の一三%が違反していた。ここ三十年で違反数は最悪☆三億七千万円もの残業代を払わないで、働かせていた保険会社もあつた。「最悪なものは今後刑事告発」と厚生労働省はいうが、なんと物わかりのいいこと、☆人様の物を盗めば「窃盜」、人間様の時間をタダで使うのも窃盜、「時間泥棒」だ。經營者は「使つてやつている」という感覚かもしれないが、封建時代じゃあるまいし、滅私奉公ではない、☆厚生労働省の検査は氷山の一角。職場でどうなのが、「時間泥棒」に自衛の目を光らせたいものだ。あなたの職場は大丈夫ですか?。

（日刊ちゅうたん九一一号）

編集部より ここに資本と賃労働の社会関係の現れがあるんですね。階級対立という。

退職、北海道へ 第三次広域できた仲間が三日で退職のため北海道に帰りますので、一月から部数
変更です。

（神奈川・M）

（田川 うゆう 二九一一号）

編集部より ここに資本と賃労働の社会関係の現れがあるんですね。階級対立という。
退職、北海道へ 第三次広域できた仲間が三日で退職のため北海道に帰りますので、一月から部数
変更です。

（神奈川・M）

労働運動再建へ！労働運動が元氣なくなつて久しいのですが、当地は中央の流れに抗して組合員にかかる運動、見える心がけ、職場から團結の輪を拡げていこうと仲間で決意しているところです。今三は、「手分け、会計を開く、職場から團結の輪を拡げていこう」と決意したところです。

(占冠·I)

り
Iさんの居住する連合は階級的労働運動の梁山泊
(根拠地)
です。まずそれをお知り

（二十一）
（二十二）

自衛隊か
ついに自衛隊が国々に軍として出ていく状況
この先心配
。

編集部より
こんなお便り
多くいたたいています
さあーとうする

編集部より
定年後いかがおすごしですか。思いを稿にしていただければ嬉しい。

ショック ショックなことあり。十日間ほど前、泥棒が入つてお金をとられた。お互に気を付け

ましよう。不況・不景気だね。

編集部より
去年二つ、同じような話しが聞きました。じつは、私のところでも。一人暮らしの

お袋が倒れ入院中に、家の中のタンスや戸棚がすべて開け放たれ、窓ガラスは壊されていました。

やつぱりお金が目当てでということらしく、盗まれたモノはなかつたのですが…。注意、注意。

負けられない!! 三年はたいへんな年でした。とくに国労の変質ぶりには呆れるばかり。外ほか

りでなく内からも弓を引く役員がいる。国交闘争で活をきちんとおこなう四年を労利の年とする。

するたがりがんばります。ヤミ・カラ・ボカ^(芳動条牛女聲)かつ二十年以上の歳月が、負けうしま

さんよ！古典学習会も定期で開催します。（申込用紙）

長郎より、白漫「やうり」ます。伊集子は二年、所用書を買つて、（初集）うむよ。

古典を現代との関係でじっくり勉強しました。手本は「ボーネン」で、そこには強まるところが想されます。古典を現代との関係でじっくり勉強しました。

持場でかんはる
いこもありかとうござります持場でかんはります
(鹿児島・K)

編集部より どうかんはるか 今聞われるのはそのことです

（自治体労働者・S）

編集部より
再講説に感謝（この意見よせて）
編集子はとつて苦難の時代ですか。

大きなひまわりが消えた　○三年十一月二七日　午前九時三〇分頃　私たちにとつてかけがえのない人——坂元愛子さんは一人自宅で息を引き取つた。文字どおり予期せぬ突然死だつた。発見された午後三時頃、受話器を握つたままの姿であつたという。今、国労や県職労そして地域の仲間のみんなの心にほつかりと大きな穴があいたような呆然とした日々が続いている。私たちの羅針盤としての、明るく大きなひまわりが鹿児島の遅い秋に消えてしまつたような、そんな淋しい日々である。彼女を失つて、彼女の存在の大きさを改めて知らされる日々である。
（鹿児島・山下徹志）

八八九号) の訃報に「なんで」との連絡をいただきましたので。